



子育て

ファミリーサポートセンター・緊急サポートセンター協力会員講習会

両センターは、こどもの預かり等を希望する人(利用会員)と、こどもの預かり等を行う人(協力会員)が会員となって、双方の合意のもと子育てのお手伝いを行う会員組織です。

協会員に登録するために受講が必要な4日間の講習会を実施します。なお、ファミリーサポートセンターのみ登録希望の人や保育士、看護師などの有資格者は免除できる日もあります。

日10月14日(火)・20日(月)・23日(木)・27日(月)午前9時30分～午後4時30分

場総合会館3階306会議室

定10人程度(申込順)

申・問電話で東松山市事業委託先・緊急サポートセンター埼玉坂戸センター(平日午前9時～午後5時)へ。

☎049-299-5790



市HP

非課税子育て世帯物価高騰支援給付金

令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受ける非課税の子育て世帯の負担を軽減するため、給付金を支給します。

対次の全ての要件を満たす人

- ・令和7年9月1日(基準日)時点で東松山市に住民登録がある人
- ・基準日時点で、同じ世帯に平成19年4月2日～令和7年9月1日生まれのこども(対象児童)がいて、養育している人
- ・対象児童を除く世帯構成員全員が税の申告をし、令和7年度非課税(所得割・均等割)世帯である人
- ・対象児童を除く世帯構成員全員が令和7年1月1日時点で日本国内に住民登録がある人

給付額 対象児童1人につき5万円分のQUOカードPay

※対象児童1人につき1回限りの支給です。

※原則、申請は不要ですが、要件を満たし、かつ次の①又は②(あるいはその両方)に該当する対象児童を養育する人は、申請が必要です。

申請が必要な人

- ①令和7年1月2日以降に東松山市の住民となった人がいる世帯に属する人
- ②基準日以降に税の申告をし、世帯が非課税となった人

申請期間 10月1日(水)～11月27日(木)(土・日曜日、祝日を除く)

持・身分証明書

- ・令和7年度非課税証明書(②に該当する場合)

※詳細は市HPをご確認ください。

申・問こども支援課☎21-1461☎23-2239



市HP



親子で遊ぶ会11月

■保育園 1歳児後半サークル

日4・11・18・25日(火)全4回

時間 午前10時～11時 場まつやま保育園

対市内在住の令和5年12月1日～令和6年4月30日生まれの1歳児と保護者

定親子6組(申込順)

内ふれあい遊び、製作、おもちゃ作り、身体測定

申10月6日(月)午前9時30分から電子申請で申込み。なお、電子申請が使えない人は電話で平日午前9時30分～午後4時にまつやま保育園へ。



初めて参加の人



2回目以降参加の人

■体育館

日・場①6日(木)南地区体育館②13日(木)北地区体育館③15日(土)唐子地区体育館④20日(木)唐子地区体育館⑤27日(木)野本コミュニティセンター

受付 午前10時

時間 午前10時15分～11時15分

対未就学児と保護者

内①②④⑤ふれあい遊び、リズム、運動遊び③ふれ

あい遊び、製作、運動遊び

持体育館履き

申①②④⑤当日受付③10月6日(月)午前9時30分から電子申請で申込み。なお、電子申請が使えない人は電話で平日午前9時30分～午後4時にまつやま保育園へ。



11月15日(土)

■大岡市民活動センター

日17日(月)午前9時30分～11時30分(時間内でご都合に合わせてお越しください)

対未就学児と保護者

内自由遊び、ふれあい遊び、育児相談など

申当日受付

■支援センター室開放・園庭開放

日毎週月・水・金曜日(3日(祝)・24日(休)は除く)午前9時～正午、午後2時30分～4時30分

※園庭開放は園の行事により、時間が変更になる場合があります。

場まつやま保育園(駐車場なし)

対市内在住の保育施設(幼稚園も含む)に通園していない未就学児と保護者

申当日受付

問まつやま保育園☎22-1194☎22-7904

児童手当

対高校卒業年代までの児童を養育している人

手当額

3歳未満	1万5000円	多子加算 第3子以降 3万円
3歳～小学生	1万円	
中学生	1万円	
高校生	1万円	

※高校生とは18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童をいいます。

※多子加算の算定対象については、親等の経済的負担がある場合に限ります。

支払時期

原則、偶数月の15日(15日が土・日曜日、祝日の場合はその直前の平日)に前2か月分の手当を支給します。なお、支払通知書については、令和7年10月の発送をもって廃止予定です。

出生・転入等があった人

手当を受けるためには、児童を養育している人(父母の場合、所得が多い人)が住所地の市区町村に申請(認定請求)を行う必要があります。手当は、原則申請のあった翌月分から支給します。

ただし、出生日又は転出予定日(前住所地で届け出た東松山市に住み始める日)の翌日から15日以内に申請をした場合は、出生日、転出予定日の翌月から受けられる特例があります。15日目が土・日曜日、祝日

にあたる場合は翌開庁日までです。里帰り出産をする人等は申請が遅れないようご注意ください。

公務員の児童手当

公務員の児童手当は勤務先から支給されます。新たに公務員になった人は、採用日の翌日から15日以内にこども支援課に「受給事由消滅届」を提出し、勤務先に認定請求をしてください。また、退職した人は退職日の翌日から15日以内にこども支援課で認定請求をしてください。

申請に必要なもの

請求者の振込口座のわかるもの、請求者及び配偶者のマイナンバーカード又はマイナンバー記載の住民票、来庁者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)

※請求者及び児童が外国籍の人はそれぞれ在留カード等が必要です。

現況届

現況届の提出は原則不要ですが、引き続き審査を行います。審査結果の通知は行わないため、10月15日(水)の振り込みをもって、受給資格の継続をご確認ください。

問こども支援課☎21-1461☎23-2239



市HP

日本スリーデーマーチ開催に伴う交通規制、市役所駐車場等の利用制限

期間中は交通規制などが行われ会場周辺が混雑しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

□パレード

11月3日(祝)は新明小学校から歓迎演奏をスタートします。事業所や団体などで参加する人は、新明小学校(校庭)に集合してください。東松山駅から中央会場までが歓迎演奏のため交通規制されます。なお、横断幕等の使用は交通規制された道路のみでお願いします。

スタート 午後1時5分

コース 新明小学校→東松山駅→中央会場

問スポーツ課☎21-1439☎23-2239

□市役所駐車場の利用制限

次の期間に市役所へ車でお越しの人は、立体駐車場に駐車してください。そのほかの駐車場は、利用できませんのでご注意ください。

日10月28日(火)～11月4日(火)

問管財課☎21-1423☎23-2236

□臨時駐輪場

日本スリーデーマーチ期間中、松山中学校中庭に臨時駐輪場を設置します。

問河川課☎21-1426☎24-8857

□市民福祉センター浴場の一般利用中止

日10月31日(金)～11月2日(日)の3日間は、正午以降の利用はできません。

※午前10時～正午は利用可(受付は午前11時30分まで)

問市民福祉センター☎23-1251☎23-8898

□中央会場周辺の交通規制



問スポーツ課☎21-1439☎23-2239